官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（国土交通八二）　一
〔法規的告示〕
○自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（国土交通五一五）　二
○気象庁船舶気象無線通報規則の一部を改正する告示（気象庁四）　六
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一七七～一八三）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一八四～一八六）　三五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一八七～一八九）　三六
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（国土交通五一六）　二六
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十五年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
総務省共済組合定款の一部変更、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　四八
地方公共団体
行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五三

## 省令

○国土交通省令第八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第五項、第八十条第一項第一号、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣　中野　洋昌